豊中市農業委員会の委員の推薦及び募集等の手続きに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の規 定により、豊中市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)の推薦及び募集等 の手続に関して、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

- 第2条 農業委員候補者として、推薦を受ける者及び応募する者の募集の方法は次の通りとする。
 - (1) 団体等からの文書による推薦
 - (2) 個人からの文書による推薦
 - (3) 個人の文書による応募
- 2 推薦又は応募文書には次の事項を記載するものとする。
 - (1)推薦をする者(法人又は団体に限る。)の名称、目的、代表者又は管理人の 氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明ら かにする事項
 - (2) 推薦をする者(個人に限る。)の氏名、住所、職業、年齢及び性別
 - (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び 農業経営の状況
 - (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別
 - (5) 推薦または応募の理由
 - (6) その他必要と認める事項

(被推薦者及び応募者の資格)

- 第3条 農業委員候補者として、推薦を受ける者及び応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委員選任予定日において、次のいずれにも該当しない者とする。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者
 - (3) 豊中市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に該当する者
 - (4) 法令等により農業委員と兼職ができない者

(募集の手続及び方法)

- 第4条 農業委員候補者として、推薦を受ける者及び応募する者は、様式第1号から第3号のうち、第2条第1項の規定に該当する様式に第2条第2項に定める事項を記載し、持参又は郵送にて市長あて提出するものとする。
- 2 農業委員の募集にあたっては、次の手続きを通じて、周知に努めるものとする。
 - (1) 豊中市広報誌への掲載
 - (2) 豊中市ホームページへの掲載
 - (3) その他

(推薦及び募集の期間)

第5条 推薦及び募集の期間は1箇月間とする。ただし期間の満了する日において、農業委員候補者として、推薦を受けた者及び応募した者の人数が定数に満たない場合は、期間を満了する日の翌日から30日を限度として延長できるものとする。

(公表)

第6条 農業委員候補者として推薦を受けた者及び応募した者の第2条第2項に定める事項の一部及びその数並びにそのうちの認定農業者等の数を、市ホームページ及び公告場により、推薦及び募集期間の中間及び期間終了後に遅延なく公表する。

(候補者の評価)

第7条 第2条及び第4条の規定に基づき推薦及び募集に応じた農業委員候補者について、市長は豊中市農業委員候補者評価委員会にその評価意見を求めることができる。

(選任)

第8条 市長は豊中市農業委員候補者評価委員会の評価意見の報告を受け、選任候補者 を決定し、当該候補者について、豊中市議会の同意を得たうえで、農業委員を選任し、 辞令を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成29年2月1日から実施する。

附則 この要綱は、令和5年2月10日から実施する。